

復興大臣

根本 匠 様

要 望 書

平成26年6月3日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う減免措置等について

当市は、市内の避難指示区域については、平成28年4月の避難指示解除を目指し、住民の帰還のためのインフラ整備や生活関連サービスの確保を進めるとともに、避難指示区域以外の地域においても、生活基盤や産業基盤の再生のための取り組みを全力で進めているところです。

しかし、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から3年が経過した現在でも、2万人以上の市民が避難生活を強いられていることや、市内に居住する市民についても、仕事や生活、そして放射線に対する不安等を抱えながら、精神的、身体的にも苦しい生活が続いており、原子力災害によって失われた生活や生業を取り戻すまでには至っておりません。

このことから、現在実施されている東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う減免措置等について、除染による放射線量の低減、医療・福祉サービス、働く場所及び住まいの確保など、全ての市民が安心して生活できる環境が整うまでの間、国の責任において支援を継続していただくよう、下記事項のとおり強く要望します。

記

- 1 国民健康保険税、介護保険料、国民健康保険一部負担金及び介護保険利用者負担額の減免措置について
 - (1) これらの減免措置は、避難指示区域等により取り扱いが異なっていることから、今後、地域コミュニティの更なる分断を生じさせないよう、市全域を対象とするとともに、減免の要件から所得要件を削除すること。
 - (2) 減免措置の期間については、全市民が安心して暮らせる環境が整うまで継続すること。

2 土地・家屋に係る固定資産税の減額課税措置等について

地方税法の規定による土地・家屋に係る固定資産税の2分の1減額課税措置については、課税免除区域から除外されてから原則3年度分とされているが、原発事故から3年が経過した現在でも、放射性物質の影響により土地・家屋の本来的な効用が低下・喪失していること及び使用上の支障が生じていることから、本市の実情に鑑みて、平成27年度以降についても減額課税措置を継続すること。

あわせて、市条例による土地・家屋に係る固定資産税の税負担の軽減に伴う減収分についても、震災復興特別交付税を継続して交付すること。

3 高速道路無料措置について

平成27年3月31日までとされている高速道路無料措置については、全市民が安心して暮らせる環境が整うまで継続するとともに、市全域を対象とすること。

以上